

令和5年6月15日

各 位

社会福祉法人 明徳会
理事長 樺嶋 潤一郎
(兼ゆめくらし事業所 管理者)

ゆめくらし事業所職員による不祥事について（ご報告とお詫び）

この度、誠に遺憾ながら、ゆめくらし事業所所属の職員が、グループホーム入居者様からお預かりしていた小口現金を複数回に亘り着服していた事実が発覚いたしましたのでご報告致しますとともに深くお詫び申し上げます。

令和5年3月31日に本件発覚後、詳しく調査した結果、本人が着服を認め損害額全額の弁済及び、保証人と共に謝罪を受けました。処分につきましては、関係法令に従い懲罰委員会を開催し令和5年4月11日付けで「懲戒解雇処分」とした次第です。処分や法令等に関する内容については、熊本北合志警察署、顧問社会保険労務士、明徳会第三者委員、熊本市障がい福祉課等各関係機関と連携、相談やアドバイスをいただきながら対応して参りました。

再発防止策として、職員の教育やマニュアルの再確認に加えて、グループホームでは基本的に職員が少人数で時には単独になることもあったため、小口現金の保管場所を「各グループホーム支援員室内保管庫」から、「本体施設チャレンジめいとくの里支援員室内保管庫」へ移動させて単独で預かり金に触れる機会を減少させるように見直しました。更に、そこから小口現金を出し取り扱う際は保管庫の前にある指定されたデスクでのみ作業をおこなうようにすると共に、保管庫とそのデスクが常に防犯カメラで録画できる環境に改善しました。

貴重品を預かり、ご利用者様の生命と財産を守る立場の事業所として、責任は重大であり施設運営のけじめとして、以下の対応を実施することといたしました。

- ① 所轄庁である熊本市への報告 ②ご利用者様及びご家族への報告とお詫び
- ③ 全職員へ再発防止策研修の実施 ④一般への情報公開（ホームページ）

今後は職員一人ひとりが福祉に携わる者として、行動規範を改めて自覚するとともに信頼回復に向けて全力で取り組む所存でございます。

ご不明の点や気になる点などがございましたら、何なりとご相談いただければ幸いです。

お問合せ ゆめくらし事業所
サービス管理責任者 福山 勝弘
連絡先 096-215-9101